



第17回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年12月23日（火曜日）
午前10時

開催方法

場所の定めのない株主総会として開催いたします。
※完全オンラインにて開催するため、会場はございません。

URL : <https://web.sharely.app/login/colopl-17>

■ 書面またはインターネット等による議決権行使期限

2025年12月22日（月曜日）午後7時まで

<本株主総会について>

当日のご出席方法に関しては4頁から6頁の「バーチャル
オンリー株主総会のご案内」をご参照ください。

なお、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される場合も通信障害等に備え、書面またはインターネット等によって事前に議決権を行使することができます。

その他、本株主総会の運営等に変更がある場合には当社ウェブサイトでお知らせいたします。

<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>

目次

第17回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	9
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	

事業報告	20
連結計算書類	42
計算書類	44
監査報告	46

株式会社コロプラ

証券コード 3668

(証券コード 3668)
2025年12月4日

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番2号
株 式 会 社 コ ロ プ ラ
代表取締役社長 宮 本 貴 志

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項の規定に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたしますので、本株主総会には、当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/colopl-17>）を通じてご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コロプラ」または「コード」に当社証券コード「3668」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は4頁～6頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。なお、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面またはインターネット等によって議決権を事前行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、7頁～8頁の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2025年12月22日（月曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午前10時

※通信障害等の発生により本株主総会を上記日程で開催することが困難となった場合には、予備日である2025年12月24日（水曜日）午前10時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>）において、あらためて日程等をご案内いたします。

2. 開催方法

場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）とします。
完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。
当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/colopl-17>）を通じてご出席ください。
ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、4頁～6頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第17期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年12月22日（月曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。
議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、8頁の【インターネット等による議決権行使について】をご高覧のうえ、2025年12月22日（月曜日）午後7時までに行使してください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- (2) 書面またはインターネット等による議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。

事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。※事前に議決権行使をされた株主様は、行使内容に変更がない場合には当日議決権行使を送信いただく必要はございません。

- (3) 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期または続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期または続行の決定を行った場合には、速やかに当社ウェブサイト (<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>) でその旨及び延会または継続会の開催日時をお知らせいたします。

以 上

◎本株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットにより事前質問を受け付けます。事前質問の方法は、4頁をご確認ください。株主総会当日、事前質問受付サイトからいただいた事前質問の全部または一部につきまして、回答する予定です。

◎事前質問受付サイトから動議の提出はできません。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書
- ④計算書類の個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』です。

株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。株主総会当日に当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/colopl-17>）からインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使のほか、株主総会の目的事項に関する質問、動議の提出等が可能です。また、同ウェブサイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。※同ウェブサイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

1 配信日時

2025年12月23日（火曜日）午前10時から

※ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社ウェブサイト（<https://colopl.co.jp/ir/stock/shareholders/>）において、あらためて日程等をご案内いたします。

2 アクセス方法

<接続先URL><https://web.sharely.app/login/colopl-17>

<必要事項>株主番号、議決権行使書用紙に記載の郵便番号、保有株式数

①上記のURLをご入力いただくか、スマートフォンで右図のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※ご不明点に関しては、以下FAQサイトをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

3 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

4 質問方法及び動議の提出方法

（１）事前質問の方法

<接続先URL>https://web.sharely.app/e/colopl-17/pre_question

<必要事項>株主番号、議決権行使書用紙に記載の郵便番号、保有株式数

① 上記のURLをご入力いただくか、上図のQRコードを読み込み、事前質問受付サイトにアクセスしてください。



② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」を必ずお手許にお控えください。以下の期限まで事前質問をお受けいたします。事前質問フォームより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。ご意見・ご質問等はお一人様につき2問まで、1問につき150文字までとさせていただきます。

＜事前質問受付期限＞ 2025年12月15日（月曜日）午後7時まで

※受付期限終了後にお送りいただいたご意見・ご質問にはお答えできかねます。

※株主の皆様のご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

（２）当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、視聴画面下部の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。ご質問はお一人様につき2問まで、1問につき150文字までとさせていただきます。

（３）動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従い、視聴画面下部の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

（４）質問及び回答の掲載

株主総会当日は、事前質問及び当日質問のすべてに回答できない場合がございますが、本株主総会の目的事項に関連しない場合を除き、原則としてすべての質問及びこれに対する回答を本株主総会後に当社ウェブサイトに掲載いたします（2026年1月掲載予定）。

5 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを配置いたします。通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本株主総会当日冒頭に、本株主総会の延期または続行の議長一任決議について諮り、また、通信障害が生じた場合の対応マニュアルをあらかじめ整備いたします。

6 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使を希望する株主様のうちインターネットを使用することに支障のある株主様につきましては書面による事前の議決権の行使を推奨いたします。

7 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「代理人による議決権行使等に関する問

合せ先」までお問い合わせください。

<代理人による議決権行使等に関する問合せ先>

soukai@colopl.co.jp

<代理人に関する書類の提出先>

〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-2 ミッドタウン・イースト6F

株式会社コロプラ 株主総会運営事務局 宛

<ご提出期限> 2025年12月17日（水曜日）午後7時必着

※ご提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

<注意事項>

1. 書面またはインターネット等による議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において最後に行われたものを有効な議決権行使とし、事前の議決権行使は無効とさせていただきます。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権として取り扱わせていただきます。
2. 事前質問受付サイトから動議の提出はできません。
3. 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
4. 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
5. ご視聴いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
6. 映像や画像、音声データ等の第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
7. その他配信システムに関するご不明点に関しましては、以下FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

問合せ先：

システム運営会社（Sharely株式会社）Tel 03-6683-7664

【事前のログイン方法、操作方法等に関する問合せ】

受付日時：2025年12月4日（木曜日）～2025年12月22日（月曜日）午前10時～午後5時

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問合せ】

受付日時：2025年12月23日（火曜日）午前9時～株主総会終了まで

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書のご記入方法
(議決権行使書用紙イメージ)

議決権行使書		株主番号 議決権行使回数	
株式会社 コロプラ 御中		(単元株式数) 100 株	
			
議決権 表示欄	第1号 議決権	第2号 (70議決 権 1株<) 議決権	第3号 (70議決 権 1株<) 議決権
議決権 表示欄	第4号 議決権	ご所有株式数 株	

2025年12月 日

株式会社 コロプラ

株式会社 コロプラ

議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補者から)	第3号議案 (下の候補者から)	第4号議案
賛否表示欄	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

■賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
■否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

- 全ての候補者に賛成の場合 ➡ “賛”を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合 ➡ “否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 ➡ “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶ 行使期限:2025年12月22日(月曜日)午後7時まで

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等によって議決権を行使する場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

スマートフォンによる議決権行使

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。



議決権行使のお取り扱い

書面とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使は、2025年12月22日(月曜日)の午後7時までに行使されるようお願いいたします。

お問い合わせ

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ先

- 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120(652)031

受付時間 9:00～21:00

- その他株式に関するご質問等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120(782)031

受付時間 土・日・祝日を除く9:00～17:00

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、健全なバランスシートをもとに、連結業績、DOE（純資産配当率）、キャッシュ・フロー及び資本の効率性を総合的に勘案して、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

第17期の期末配当につきましては、上記方針及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円
総額 2,569,036,900円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年12月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、指名・報酬諮問委員会の審議を参考に取り締役会で決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ば ば なるあつ
馬場 功淳

再任

生年月日

1978年1月7日生

所有する当社の株式数

61,782,785株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年3月 株式会社ケイ・ラボラトリー（現 KLab株式会社）
入社
2007年4月 グリー株式会社（現 グリーホールディングス株式会
社）入社
2008年10月 当社設立
代表取締役社長就任
2016年3月 一般財団法人クマ財団（現 公益財団法人クマ財団）
設立 代表理事（現任）
2021年12月 当社代表取締役会長
2024年12月 当社取締役会長（現任）

候補者とした理由

当社の創業者であり、取締役会長及びクリエイターとして、創業より当社グループの成長を牽引しております。
また、モバイルコンテンツをはじめとするサービス開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。このような経験と実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

みやもと たかし
宮本 貴志

再任

生年月日

1972年4月19日生

所有する当社の株式数

99,508株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月 株式会社明治屋入社
2001年 9 月 株式会社デジキューブ入社
2003年10月 ソフトバンクBB株式会社入社
2005年 4 月 株式会社デックスエンタテインメント入社
2008年 4 月 株式会社GPコアエッジ設立 代表取締役社長CEO
2011年 4 月 株式会社ゲームポット 取締役CMO
2012年 7 月 株式会社コアエッジ設立 代表取締役社長CEO
2020年 6 月 当社入社
2021年12月 当社代表取締役社長
2024年12月 当社代表取締役社長 上席執行役員 CEO（現任）

■ 候補者とした理由

大手企業のグループ会社などにおけるマーケティング部門の責任者や代表取締役社長としての豊富な経験と見識を有しており、代表取締役社長として、当社サービスの拡大に貢献しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

は ら い よ し あ き

原井 義昭

再任

生年月日

1988年 9月28日生

所有する当社の株式数

67,554株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年 3月 有限責任監査法人トーマツ入所

2015年 1月 当社入社

2018年12月 当社取締役

2024年12月 当社取締役 上席執行役員 CFO（現任）

候補者とした理由

財務、会計に関する高い専門性を有しており、当社入社以来、M&A、グループガバナンス体制の構築、人事制度の整備等に従事し、コーポレート全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

さ か も と ゆ う

坂本 佑

再任

生年月日

1984年 3月5日生

所有する当社の株式数

53,492株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 4月 株式会社コナミデジタルエンタテインメント入社

2013年10月 当社入社

2020年12月 当社取締役

2024年12月 当社取締役 上席執行役員 CPO（現任）

候補者とした理由

コンシューマーゲーム企業における豊富な経験及び実績に加え、当社入社以来、ゲームクリエイターとして多くのモバイルゲーム開発及び運用に従事し、ゲーム事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

再任

社外

独立

生年月日

1971年5月19日生

所有する当社の株式数

5,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4 月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
1999年 5 月 株式会社NTTデータ経営研究所入社
2005年 5 月 みずほ証券株式会社入社
2006年 2 月 株式会社スタートトゥデイ（現 株式会社ZOZO）常勤監査役
2008年 6 月 同社取締役兼経営管理本部長
2009年 4 月 同社取締役CFO
2015年12月 当社社外取締役（現任）
2017年 4 月 株式会社スタートトゥデイ（現 株式会社ZOZO）取締役副社長兼CFO（現任）
2020年 3 月 株式会社オプトホールディング（現 株式会社デジタルホールディングス）社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

柳澤孝旨氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

また、当社は、柳澤孝旨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

た け だ ま さ こ
武田 雅子

再任

社外

独立

生年月日

1968年3月31日生

所有する当社の株式数

－株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年1月 株式会社西武クレジット（現 株式会社クレディセゾン）入社

2014年6月 同社取締役 戦略人事部担当

2016年3月 同社取締役 営業推進事業部長

2018年5月 カルビー株式会社執行役員 人事総務本部長

2019年4月 同社常務執行役員 CHRO 人事総務部長

2023年4月 株式会社メンバーズ専務執行役員 CHRO

2023年12月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

国内の大手企業において取締役を務めるなど人事・総務や事業推進における豊富な経験及び実績を有しており、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性や適正性を確保するための助言、提言等が期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

武田雅子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

また、当社は、武田雅子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 馬場功淳氏、宮本貴志氏、原井義昭氏、坂本佑氏、柳澤孝旨氏及び武田雅子氏の6名は、現在、当社の取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（1）取締役の状況」に記載のとおりであります。
3. 当社と柳澤孝旨氏及び武田雅子氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。本総会において各候補者が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案について、指名・報酬諮問委員会の審議を参考に取締役会で決定しております。また、監査等委員会の同意も得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

とざわ あきら

戸澤 章

再任

社外

独立

生年月日

1958年8月1日生

所有する当社の株式数

2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月 株式会社京王百貨店入社
1987年 4 月 日興証券株式会社入社
1999年11月 さくら証券株式会社 公開引受部長
2003年 4 月 大和証券エスエムビーシー株式会社 公開引受部部长
2009年 6 月 日本ドライケミカル株式会社取締役
2009年10月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベ
ストメント株式会社（現 大和PIパートナーズ株式会
社）経営企画部長
2011年 6 月 のぞみ債権回収株式会社監査役
2014年 8 月 株式会社プロネクサス 福岡営業所長
2023年12月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

戸澤章氏は、金融機関での職務を通じた豊富な経験及び知識に加え、監査役としての実績を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

戸澤章氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

また、当社は、戸澤章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

い い だ こういちろう
飯田 耕一郎

再任

社外

生年月日

1971年10月15日生

所有する当社の株式数

－株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4 月 弁護士登録
森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入
所（現任）

2005年 6 月 米国カリフォルニア州弁護士登録

2011年12月 当社監査役

2013年10月 HEROZ株式会社監査役

2014年 6 月 Sansan株式会社監査役

2015年 7 月 株式会社みんなのウェディング（現 株式会社くふう
ウェディング）監査役

2015年 8 月 Sansan株式会社社外取締役（監査等委員）

2015年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

2016年12月 独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会 紛争
解決委員（現任）

2017年 7 月 HEROZ株式会社社外取締役（監査等委員）

2018年10月 株式会社くふうカンパニー（現 株式会社くふう住ま
い）社外取締役（監査等委員）

2020年10月 株式会社スタジアム監査役

2021年 7 月 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社（現 株式会
社くふう住まいコンサルティング）社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

飯田耕一郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高い専門性を持つほか、企業法務に関する長期にわたる経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

飯田耕一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

あ べ み づ ほ
阿部 美寿穂

再任

社外

独立

生年月日

1975年1月27日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）
入所
2004年 4 月 公認会計士登録
2016年10月 阿部美寿穂公認会計士事務所設立 代表（現任）
2022年 6 月 INCLUSIVE株式会社 社外監査役（現任）
2024年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2025年 6 月 株式会社日本M&Aセンターホールディングス 社外
取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿部美寿穂氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性に加え、大手企業での監査役及び取締役（監査等委員）としての豊富な経験及び実績を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

阿部美寿穂氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。また、当社は、阿部美寿穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 飯田耕一郎氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
3. 当社と戸澤章氏、飯田耕一郎氏及び阿部美寿穂氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。本総会において各候補者が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 （3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

ご参考 取締役の構成（本定時株主総会終結後の予定）

氏名		当社が特に期待する分野								
		企業経営	ゲーム開発	技術 研究開発	マーケティング ブランディング	財務・会計	法務 コンプライアンス	人事	グローバル感覚 国際性	投資育成
馬場 功淳	－	●	●	●						●
宮本 貴志	－	●	●		●				●	
原井 義昭	－					●		●	●	●
坂本 佑	－		●	●	●					
柳澤 孝旨	社外					●				
武田 雅子	社外				●			●		
戸澤 章	社外 監査					●	●			
飯田 耕一郎	社外 監査						●		●	
阿部 美寿穂	社外 監査					●				

(注) 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠の監査等委員である取締役につきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までといたします。

また、その選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

なお、本議案について、指名・報酬諮問委員会の審議を参考に取締役会で決定しております。また、監査等委員会の同意も得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

さとう ひろし

佐藤 大

生年月日

1978年9月4日生

所有する当社の株式数

－株

Ⅰ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年1月	明誠監査法人（現 HLB Meisei有限責任監査法人）入所
2012年1月	ブロードメディア・スタジオ株式会社入社
2015年3月	株式会社学究社入社
2016年7月	同社財務部長 株式会社インターエデュ・ドットコム監査役
2018年6月	当社入社
2019年1月	当社内部監査室長（現任）

Ⅱ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

国内企業における財務部長及び監査役としての豊富な経験及び実績に加え、当社入社以来、内部監査室長として重要な役割を果たしております。このため、当社は、佐藤大氏が補欠の監査等委員である取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1. 佐藤大氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 佐藤大氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度とする予定です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られることとする予定です。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。佐藤大氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 （3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

以上

事業報告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、「“Entertainment in Real Life” エンターテインメントで日常をより楽しく、より素晴らしく」をMissionとし、エンターテインメントを通じ、人々の何気ない日常をより豊かにすることを目指しております。エンターテインメント事業では、ユーザーとのエンゲージメントを高めることを意識した既存タイトルの運営及び新規タイトルの開発に注力してまいりました。投資育成事業では、主に国内外のIT関連・エンターテインメント企業等を対象とした投資及び売却を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は25,933百万円（前連結会計年度比0.2%減）、営業利益は1,002百万円（前連結会計年度は1,208百万円の営業損失）、経常利益は1,805百万円（前連結会計年度は947百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は306百万円（前連結会計年度は1,866百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

a.エンターテインメント事業

エンターテインメント事業は、主にスマートフォン向けゲームの開発・運営を行っております。

当連結会計年度において、スマートフォン向けゲームでは「ドラゴンクエストウォーク（企画・制作：株式会社スクウェア・エニックス、開発：当社）」が好調に推移し、引き続き当社グループの連結業績に貢献しました。また、新作タイトル「異世界∞異世界」、「神魔狩りのツクヨミ」の配信を開始しましたが、一部既存タイトルにおける配信期間の長期化に伴う売上逦減により減収となりました。一方で、グループ全体でのコスト見直しにより外注費、広告宣伝費等が減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は23,264百万円（前連結会計年度比4.9%減）、営業損失は180百万円（前連結会計年度は1,302百万円の営業損失）となりました。

b.投資育成事業

投資育成事業は、主にIT関連・エンターテインメント企業等を対象とした投資を行っております。

当連結会計年度において、主に株式会社タイミーや株式会社BitStarの株式売却等による収益が発生しました。また、保有する営業投資有価証券の一部について減損処理を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,668百万円（前連結会計年度比77.8%増）、営業利益は1,180百万円（同1187.7%増）となりました。

セグメント別売上高

区 分	売上高（百万円）
エンターテインメント事業	23,264
投資育成事業	2,668
合 計	25,933

（2）設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

（3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（4）重要な組織再編等の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

①エンターテインメント事業

イ．ユーザー数の拡大とユーザーエンゲージメントの強化

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また多種多様なサービスを開発し、より多くのユーザーに利用してもらえよう施策を積極的に実施することでユーザー数の拡大に努めてまいります。

また、既存ユーザーについてもそのニーズを汲み取り質の高いゲームを提供し続けるとともに、様々な媒体を活用しユーザーと対話することによりエンゲージメントを強化し、より長期的に当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう努めてまいります。

ロ．ポートフォリオの拡大

当社グループはスマートフォン向けゲームにおいて、ユーザーに長く楽しんでいただけるよう運用を行いつつ、“新しい体験”を届ける新作の開発を行っております。

各タイトルの状況、また市場を見極めながら、適切なリソース配分と分散投資を行い、ポートフォリオの拡大に努めてまいります。

ハ．サービスの安全性及び健全性の確保

当社グループが提供する一部のサービスは、ユーザー同士がコミュニケーションをとることが可能であるため、ユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるように、サービスの安全性及び健全性を確保する必要があります。当社グループはガイドラインを設け、サービスの安全性及び健全性の確保に努めてまいります。

ニ．システムの安定的な稼働

当社グループのアプリ及びプラットフォームはウェブ上で運営されており、快適な状態でユーザーにサービスを提供するためにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員確保及びサーバ機器拡充に努めてまいります。

ホ．海外向けサービスについて

当社グループはスマートフォンの特徴を活かして、今後も当社グループのサービスを海外で積極的に展開していくことを企図しております。

さらなる海外事業の拡大と収益力強化に向け、地域ごとのユーザーの嗜好の把握や、地域ごとのユーザー特性を勘案した独自のサービス開発・提供を推進してまいります。

ヘ．新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、関連するマーケットも拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識し、継続的に対応を行ってまいります。

②投資育成事業

イ．良質なポートフォリオの構築

当社グループは、安定的な利益貢献を目指し、IT関連・エンターテインメント企業等を対象とした投資を行っております。

今後も魅力的な会社への分散投資を行い、投資先の状況に応じた適切なモニタリング・支援を実行することで、投資先の価値向上支援及びポートフォリオの健全性担保を推進してまいります。

③全般

イ．コーポレートブランド価値の向上

当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、企業認知度の向上や企業イメージの確立が不可欠であると考えております。当社グループはステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びサステナビリティへの取り組みなどにより、当社グループのコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

ロ．内部管理体制の強化とコーポレートガバナンスの充実

当社グループはさらなる事業拡大、企業価値向上を目指すためには社会から信頼を得ることが不可欠であると考えております。そのために企業倫理・コンプライアンスに関し、全役職員が共通の認識を持ち、公正かつ的確な意思決定を行う風土を醸成することに加えて、健全性及び透明性のある管理体制の整備を行うことで、内部管理体制の強化及びコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

ハ．組織の機動性の確保

組織の規模拡大による機動性の低下等の弊害を排除するため、適切な人員配置、事業展開に応じた組織体制の整備により、意思決定の機動性確保を図ってまいります。

ニ．優秀な人材の確保及び育成

当社グループは今後より一層の事業拡大のため、人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。当社グループのフィロソフィーと共鳴する優秀な人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

第15期の数値は、誤謬の訂正後の数値を記載しております。

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第14期	2023年度 第15期	2024年度 第16期	2025年度 第17期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	32,541	30,806	25,975	25,933
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	5,732	3,066	△947	1,805
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 (△) (百万円)	2,414	1,746	△1,866	△306
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失 (△) (円)	18.84	13.61	△14.55	△2.39
総 資 産 (百万円)	83,280	81,464	79,805	75,742
純 資 産 (百万円)	76,575	76,060	71,387	68,940
1株当たり純資産額 (円)	597.24	592.90	556.07	536.66

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第14期	2023年度 第15期	2024年度 第16期	2025年度 第17期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	23,775	23,157	19,174	19,360
経 常 利 益 (百万円)	4,505	3,237	20	1,245
当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	1,591	2,389	△2,624	△662
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	12.42	18.63	△20.45	△5.15
総 資 産 (百万円)	78,839	77,560	73,430	69,833
純 資 産 (百万円)	73,247	73,279	67,675	65,102
1株当たり純資産額 (円)	571.33	571.26	527.21	506.82

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	当社の出資割合(%)	主な事業内容
コロプラネクスト2号 ファンド投資事業組合	3,147	100.0 (0.25)	投資育成事業
コロプラネクスト4号 ファンド投資事業組合	2,059	100.0 (0.25)	投資育成事業
コロプラネクスト6号 ファンド投資事業組合	682	100.0 (0.04)	投資育成事業
コロプラネクスト7号 ファンド投資事業組合	2,800	100.0 (0.04)	投資育成事業
コロプラネクスト8号 ファンド投資事業組合	2,626	99.77 (0.76)	投資育成事業

(注) 当社の出資割合の()内は、間接出資割合の内数であります。

(8) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
エ ン タ ー テ イ ン メ ン ト 事 業	スマートフォン向けゲームの開発・運営等
投 資 育 成 事 業	IT関連・エンターテインメント企業等を対象とした投資

(9) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区

(10) 使用人の状況（2025年9月30日現在）

①企業集団の使用人の状況 1,148（92）名（前期末比87名減（15名増））

(注) 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
676（－）名	34名減	36.6歳	6.5年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先（2025年9月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	999百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 450,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 130,230,769株 (自己株式1,778,924株を含む。)
- (3) 株主数 26,891名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
馬場 功淳	61,782,785 株	48.10 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,877,700	7.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,071,200	7.06
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5,303,500	4.13
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3,695,300	2.88
THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,222,300	2.51
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION A/ C CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,200,000	0.93
KUWAIT INVESTMENT AUTHORITY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	934,935	0.73
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	854,474	0.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	724,026	0.56

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,778,924株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	47,179株	4名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等の額」に記載しております。

2. 上記のほか、取締役を兼務しない上席執行役員4名に対して38,950株を交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2025年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	馬 場 功 淳	指名・報酬諮問委員会委員 公益財団法人クマ財団代表理事
代 表 取 締 役 社 長 上 席 執 行 役 員 CEO	宮 本 貴 志	アライアンス部管掌 コーポレートデザイン部管掌 指名・報酬諮問委員会委員
取 締 役 上 席 執 行 役 員 CFO	原 井 義 昭	経営管理部管掌
取 締 役 上 席 執 行 役 員 CPO	坂 本 佑	エンターテインメント本部管掌
取 締 役	柳 澤 孝 旨	株式会社ZOZO取締役副社長兼CFO 株式会社デジタルホールディングス社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員
取 締 役	武 田 雅 子	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	戸 澤 章	指名・報酬諮問委員会委員長
取 締 役 (監査等委員)	飯 田 耕 一 郎	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
取 締 役 (監査等委員)	阿 部 美 寿 穂	阿部美寿穂公認会計士事務所代表 INCLUSIVE株式会社社外監査役 株式会社日本M&Aセンターホールディングス社外 取締役(監査等委員) 指名・報酬諮問委員会委員

- (注) 1. 取締役 柳澤孝旨氏及び武田雅子氏並びに取締役（監査等委員）戸澤章氏、飯田耕一郎氏及び阿部美寿穂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）戸澤章氏は、証券業界における長期の職務経験と他の会社における取締役又は監査役としての豊富な経験を有しております。
3. 取締役（監査等委員）飯田耕一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）阿部美寿穂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役 柳澤孝旨氏及び武田雅子氏並びに取締役（監査等委員）戸澤章氏及び阿部美寿穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 取締役 菅井健太氏、池田洋一氏及び山崎聡士氏は、2024年12月20日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任し、上席執行役員に就任いたしました。
8. 取締役 ハロルド・ジョージ・メイ氏は、2024年12月20日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
9. 取締役（監査等委員）長谷川哲造氏及び月岡涼吾氏は、2024年12月20日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。なお、常勤監査等委員である取締役ににつきましては、2023年12月22日に開催した第15回定時株主総会において戸澤章氏を選任し、十分な引継を完了しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者であります。

②保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用や社内調査費用等について、当該保険契約により補填されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、補填の対象外としております。なお、保険料は全額当社負担となっております。

(4) 取締役の報酬等の額

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する内容及び決定方法

当社は、2024年12月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適しているという理由から、取締役会の決議により代表取締役社長に一任しております。その権限の内容は、取締役の報酬等の決定方針に基づいた報酬額の算出であり、個人別の報酬額の決定にあたって、代表取締役社長は当社が任意で設置する指名・報酬諮問委員会の答申を十分に踏まえて決定しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役については、監査等委員の協議にて決定しております。

イ. 報酬等の決定に関する基本方針

取締役の報酬等の額の決定について、以下のとおり基本方針を定めております。

- ・同業他社の水準を踏まえ、優秀な人材を確保できる報酬であること
- ・職責及び貢献に見合う報酬であること
- ・企業価値の向上を促す報酬体系であること

ロ. 報酬の構成

当社の役員報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることとし、業務執行を担う取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成しております。基本報酬は、金銭による月例の固定報酬と業績によって支給される業績連動報酬の2種類で構成し、固定報酬の金額は、各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定するものとし、毎年、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、見直しを行っております。業績連動報酬の金額は、業績指標の達成度や営業利益額を基に決定しております。譲渡制限付株式報酬の金額は、連結業績及び各取締役の職責・貢献等を総合的に勘案して決定しております。監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、独立性の確保の観点から、固定報酬のみであります。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		譲渡制限付 株式報酬	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	158 (15)	128 (15)	0 (－)	29 (－)	10 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31 (31)	31 (31)	－ (－)	－ (－)	5 (5)
合 計 （うち社外取締役）	189 (46)	159 (46)	0 (－)	29 (－)	15 (8)

- (注) 1. 取締役の基本報酬の報酬限度額は、2021年12月17日開催の第13回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。2023年12月22日開催の第15回定時株主総会において、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち、社外取締役は4名）です。
- また、2019年12月20日開催の第11回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬の総額は、上記の報酬枠とは別枠で年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）の員数は5名です。
- なお、監査等委員以外の実務取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしています。
2. 取締役会は、代表取締役社長 上席執行役員 CEO 宮本貴志氏に対し、当事業年度に係る各取締役（監査等委員を除く。）の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。
3. 業績連動報酬に係る業績指標は、連結売上高及び連結営業利益であり、これらの指標を選択した理由は、当社グループの収益力を示す重要な指標と考えるためであります。業績連動報酬の金額は、指名・報酬諮問委員会にて決定される対象者の評価のほか、連結売上高及び連結営業利益の業績達成度、連結営業利益額を基に算定されます。連結売上高及び連結営業利益の実績は、連結計算書類に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、「（１）取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	柳 澤 孝 旨	当事業年度に開催された取締役会18回中17回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役	武 田 雅 子	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、上場企業の役員としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	戸 澤 章	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、常勤監査等委員として社内の主要な会議に出席し、上場企業の役員としての経験から、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員（2025年3月19日以降は委員長）として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会4回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取 締 役 (監査等委員)	飯 田 耕一郎	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、また、監査等委員会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	阿 部 美寿穂	2024年12月20日就任後に開催された取締役会12回全てに出席し、また、2024年12月20日就任後に開催された監査等委員会10回中9回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の会計、財務及び税務に係る事項に関する発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、2024年12月20日就任後に開催された指名・報酬諮問委員会3回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)	96百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	96百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績について取締役、経理関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手と報告を受けた上で、会計監査人の監査計画における監査時間・要員配置計画、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬60百万円を会計監査人である有限責任監査法人トーマツに支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

(1) 取締役及び上席執行役員（本6において、以下、総称して「役員」という。）並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社では、役員及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と役員の職務の監督を行う。
- ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、役員の職務の執行を監査する。
- ⑤ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- ⑥ 役員及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。
- ⑦ 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- ⑧ 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- ⑨ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同管理者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

(2) 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、役員の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- ② 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 役員は、当社グループ全体の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

- (4) 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ② 役員は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
 - ③ 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ② 当社は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
 - ③ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - ④ 当社は、必要に応じ各子会社に対して業務の監査を行う。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員会の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - ② 監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ③ 監査等委員会の補助者が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
- (7) 当社及び子会社の役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ① 当社及び子会社の役員及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ② 当社及び子会社の役員及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

- ③ 当社は、前2項に従い監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役員及び使用人に周知徹底する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の役員及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- ② 監査等委員会は、取締役会のほか、必要に応じ経営会議その他の重要な会議に出席する。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- ⑤ 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス推進責任部署を設置しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事

実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、コンプライアンス情報窓口を社内設置し、取り組みを強化しております。

(3) リスク管理

当社は、当社グループに関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役社長を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

(4) 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社経営管理部にて、経営管理体制の整備、統括を実施しており、「関係会社管理規程」及び「子会社共通職務権限表」を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては、月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

(5) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を18回開催しております。

(6) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員会は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収への対抗措置」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後とも慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、健全なバランスシートをもとに、連結業績、DOE（純資産配当率）、キャッシュ・フロー及び資本の効率性を総合的に勘案して、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度につきましては、上記方針に従い、当事業年度の業績、将来の事業展開や経営体質の強化のために必要な内部留保などを勘案し、1株につき20円の普通配当を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	64,271	流 動 負 債	5,644
現 金 及 び 預 金	50,273	買 掛 金	7
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	3,805	未 払 金	1,810
営 業 投 資 有 価 証 券	8,720	未 払 費 用	462
商 品	8	未 払 法 人 税 等	767
仕 掛 品	473	未 払 消 費 税 等	89
貯 蔵 品	7	前 受 金	1,557
前 払 金	118	預 り 金	219
前 払 費 用	329	そ の 他	728
そ の 他	801	固 定 負 債	1,156
貸 倒 引 当 金	△265	長 期 借 入 金	333
固 定 資 産	11,470	資 産 除 去 債 務	720
有 形 固 定 資 産	1,498	繰 延 税 金 負 債	87
建 物 及 び 構 築 物	1,393	そ の 他	15
工 具 、 器 具 及 び 備 品	104	負 債 合 計	6,801
そ の 他	0	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	33	株 主 資 本	67,295
ソ フ ト ウ エ ア	33	資 本 金	6,656
投 資 そ の 他 の 資 産	9,938	資 本 剰 余 金	6,394
投 資 有 価 証 券	8,249	利 益 剰 余 金	58,891
関 係 会 社 株 式	3	自 己 株 式	△4,645
関 係 会 社 出 資 金	12	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,638
敷 金 及 び 保 証 金	1,509	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,383
繰 延 税 金 資 産	121	為 替 換 算 調 整 勘 定	255
そ の 他	42	非 支 配 株 主 持 分	6
貸 倒 引 当 金	△0	純 資 産 合 計	68,940
資 産 合 計	75,742	負 債 純 資 産 合 計	75,742

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売上	上	原	高			25,933
売	上	利	価			17,946
販	費	総	益			7,986
営	及	一	費			6,984
営	業	般	益			1,002
	業	利	益			
受	取	利	息	371		
為	替	差	益	265		
投	資	有	益	68		
雑	価	証	入	149		855
	収	券	却			
営	業	外	費			
支	払	利	息	8		
投	資	有	損	38		
雑	価	証	失	4		52
経	損	利	益			
	常	利	益			1,805
特	別	利	益			
特	別	損	失			2
投	資	有	益	2		
減	損	損	失	4		
投	資	有	損	1,449		1,454
税	金	等	前			353
法	人	税	及	1,002		
法	人	税	等	△339		663
当	期	純	損			△309
非	支	配	株			△3
親	会	社	株			△306
	主	に	帰			
	属	す	る			
	当	期	純			
	損	失	(△)			

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	48,418	流 動 負 債	3,551
現 金 及 び 預 金	42,747	未 払 金	1,600
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	3,041	未 払 費 用	372
営 業 投 資 有 価 証 券	1,539	未 払 法 人 税 等	489
仕 掛 品	36	前 受 金	273
貯 蔵 品	6	預 り 金	39
前 払 金	101	そ の 他	777
前 払 費 用	266	固 定 負 債	1,179
そ の 他	678	長 期 借 入 金	333
貸 倒 引 当 金	△0	繰 延 税 金 負 債	153
固 定 資 産	21,415	資 産 除 去 債 務	692
有 形 固 定 資 産	1,454	負 債 合 計	4,730
建 物 及 び 構 築 物	1,364	純 資 産 の 部	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	90	株 主 資 本	63,751
無 形 固 定 資 産	26	資 本 金	6,656
ソ フ ト ウ エ ア	26	資 本 剰 余 金	6,652
投 資 そ の 他 の 資 産	19,933	資 本 準 備 金	6,652
投 資 有 価 証 券	8,114	利 益 剰 余 金	55,087
関 係 会 社 株 式	2,708	そ の 他 利 益 剰 余 金	55,087
関 係 会 社 出 資 金	7,709	繰 越 利 益 剰 余 金	55,087
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	400	自 己 株 式	△4,645
敷 金 及 び 保 証 金	1,398	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,351
そ の 他	2	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,351
貸 倒 引 当 金	△400	純 資 産 合 計	65,102
資 産 合 計	69,833	負 債 純 資 産 合 計	69,833

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年10月 1 日から)
(2025年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売 上	高 価					19,360
売 上 原 価	価 値 減 少 損 失					13,632
売 上 総 利 益	益 益					5,728
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費 益					4,736
営 業 利 益	益 益					991
営 業 外 収 入	益 益					
受 取 利 息		344				
為 替 差 益		218				
投 資 事 業 組 合 運 用 益		45				
雑 収 入		59				667
営 業 外 費 用	用 損					
投 資 事 業 組 合 運 用 損 入 額		2				
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		400				
雑 損 失		11				413
経 常 利 益	益 益					1,245
特 別 利 益	益 益					
投 資 有 価 証 券 売 却 益		2				2
特 別 損 失	損 失					
関 係 会 社 株 式 評 価 損		278				
投 資 有 価 証 券 評 価 損		1,410				1,689
税 引 前 当 期 純 損 失(△)						△440
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		569				
法 人 税 等 調 整 額		△348				221
当 期 純 損 失(△)						△662

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社コロプラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広 瀬 勉
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 井 秀 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロプラの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コロプラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切

であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社コロプラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 広 瀬 勉
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 井 秀 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロプラの2024年10月1日から2025年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等の手段も活用し、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部署と連携の上重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令及び定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月19日

株式会社コロプラ 監査等委員会

常勤監査等委員 戸 澤 章 ㊞

監 査 等 委 員 飯 田 耕 一 郎 ㊞

監 査 等 委 員 阿 部 美 寿 穂 ㊞

(注) 監査等委員 戸澤章、飯田耕一郎及び阿部美寿穂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上